

## 大内さつき会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大内さつき会（以下、「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員には次のとおり報酬を支給する。

- (1) 報酬は、当法人の業績と当該役員の職務内容及び責任に応じて支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

### (報酬支給規定)

第3条 支給対象者の区分、支給基準については次のとおりとする。

役員等	対象者区分	支給基準	個人別上限額
理事	理事長	年俸制	年額 120万円
	非常勤理事	年俸制	年額 12万円
監事		年俸制	年額 10万円

2 報酬総額については次のとおり上限枠を設ける。

役員等	年間支給限度額
理事・監事	200万円

### (実際支給額の決定)

第4条 役員報酬は4月1日から翌年3月31日までの1年を単位とした年俸制とし、報酬の実際支給額は定時評議員会において決定する。

### (費用弁償)

第5条 費用弁償の支給については、当法人の費用弁償規程第3条によるものとする。

### (報酬の計算期間及び支給日)

第6条 報酬の計算期間と支給日は次のとおりとし、第4条で決定した額を12で除して得た額（以下「月額報酬」という。）に計算期間月数を乗じて支給する。ただし、支給日が休日等にあたる場合は、その前の休日等でない日とする。

計算期間	支給定日
4月1日から 6月30日（3カ月）	6月30日
7月1日から 9月30日（3カ月）	9月30日
10月1日から12月31日（3カ月）	12月31日
1月1日から 3月31日（3カ月）	3月31日

- 2 報酬の支給は、原則としてその指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（新たに役員となった者の月額報酬）

第7条 月の途中で役員に就任した場合、及び報酬額に変更があった場合は、日割り計算によりその日から報酬を支給する。

（役員でなくなった者の月額報酬）

第8条 月の途中で役員を辞任あるいは任期満了により退任し、又は解任された場合は、日割り計算により前日までの報酬を支給する。ただし、死亡したときはその月分の全額を支給する。

（月額報酬の支給日の特例）

第9条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

（報酬の日割り計算）

第10条 この規程に定める報酬の日割り計算方法は、月額報酬を当該月の総日数で除した額に、支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から支給を停止するまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じることにより行うものとする。

（端数の処理）

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成29年6月17日より施行し、平成29年4月1日から適用する。